

薩監第 134-1 号
令和 4 年 6 月 6 日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男
同 矢 野 信 之
同 瀬 尾 和 敬



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

(1) 対象課所

甌島振興局及び下甌支所の地域振興課、里診療所、上甌診療所、下甌手打診療所、鹿島診療所及び下甌歯科診療所並びに甌島教育課、手打小学校、鹿島小学校及びかこの幼稚園鹿島分園

(2) 対象事務

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の財務に関する事務の執行

3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の規定に則って、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施方法

今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合等の事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認めた監査手続を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局執務室、甌島振興局内、下甌支所内及び対象小学校内

(2) 実施場所及び日程

令和4年4月6日(水)～令和4年5月20日(金)

(3) 委員ヒアリング実施日

令和4年5月18日(水)・19日(木)・20日(金)

6 監査結果及び意見

(1) 監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 監査意見

【共通】

- 一者による随意契約の場合について、適正な価格による契約であるか十分精査されたい。
- 財務証票について、記入漏れ・誤記等が引き続き散見されたので、細心の注意を払い作成するとともに、決裁過程における確認、精査など内部牽制機能を強化されたい。

【診療所】

- 医薬材料等について、診療所間で効率的な活用がなされていることから、医療機器についても、情報共有を図り、甌島地域一体化方針に基づき必要な機器を配置されたい。

【小学校】

- 薬品管理については、教育委員会通知「薬品の管理等について」に基づき、使用記録簿等への確実な記帳を行うなど厳正な管理に努められたい。